

幾千万戦争犠牲者の声に聴きつつ

日本戦没学生記念会

戦没学生遺稿集「わだつみのこえ」の出版を機に、「わだつみ」の悲劇を繰り返すまいとの願いから出発した本会は、40年近い活動を通じて、(1)戦没学生の悲劇が、30万の日本人死者を数える十五年戦争末期の一部にほかならないこと、(2)十五年戦争は、もっぱらアジア太平洋地域に対する日本の侵略戦争だったこと、(3)死者だけで優に2千万をこす同地域の人びとの物心両面にわたる被害は償われていないこと、(4)その償いだけでなく、侵略責任の所在をあきらかにし、その再発を防ぐことは、我々日本人の子々孫々までの義務であることなどを、心に刻むようになった。

十五年戦争の最高責任者が天皇だったことは、当時の憲法体制から明らかである(注1)。戦争準備体制が始まったのは彼の摂政時代だったし(注2)、南京事件以下数々の残虐行為も彼に大きな責任がある(注3)。天皇が国際的に責任を問われなかったのは、米国が占領政策遂行上これを避けたためであり、アジア太平洋地域の人びとの意思が東京裁判に反映されなかったからである。

天皇は戦後、政治的・道義的に責任をとる機会が数多くあったにもかかわらず、「文学上の言葉の綾」として、戦争責任問題に触れることすらも回避した(注4)。むしろ「平和主義者」の神話を楯に、外に對し過去への反省なき「元首」としてふるまいつづけただけでなく、国内でも、新たに定められた地位を踏みこえる行為や発言を重ねてきた(注5)。もちろん絶対君主という戦前のあり方に利益を感じる指導層の支持と演出によるものではあるが、「ヒトラー」「ムッソリーニ」の場合と異なり、戦前に倍する期間、復活した経済大国・軍事大国の頂点に座りつづけた事実に変わりはない。この意味で、まぎれもなく天皇は、血と汚辱にまみれた「昭和」期の日本国家の「象徴」であり、また今日まで、天皇と彼をとりまく指導者達の責任を放置してきた我々日本人の非力の「象徴」でもある。

侵された誤りを身をもって証言しつるのは、被害者だけである。今「昭和」を送るにあたり、本会は、みずからの弱さを痛苦の念をもって想いおこすとともに、内外幾千万戦争犠牲者の声に耳を傾けつつ、この人びとに対する天皇と日本国家と指導者の戦争・戦後責任を屈することなく問いつづける決意を改めて表明する。

1988年 11月 7日

日本戦没学生記念会(わだつみ会)

注1 大日本帝国憲法は、天皇の権限について次のように定めていた。

第1条 大日本帝国ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第4条 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

第11条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第13条 天皇ハ戰ヲ宜シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

(1) 天皇は戦争の開始に反対せず承諾し、開戦にあたって陸軍と海軍は協力して戦え」と陸海両相を激励した。天皇は戦後渡米の際外国人記者との会見で、「当時憲法上政府が一旦決めたことに天皇は反対できなかった」と開戦の責任を否定したが、東京裁判で東条は、「臣下として天皇の意思に反する決定はできない」と証言している。

(2) 敗戦が確定的になった1945年2月、近衛文麿が「敗戦に伴う共産革命による国体の変革を防ぐために、米英の世論が国体変更の要求にまで進んでいない今のうちに降伏する」よう進言したが、天皇は「軍部は米英が国体の変革まで考えていると観測している。もう一度戦果を挙げてからでないと難しい」と国体護持を最優先して進言を拒否した。

注2 たとえば、治安維持法は天皇が摂政の時に公布されている(1925年)。

注3 (1) 天皇は日本軍が大虐殺を行った南京占領をはじめ多くの戦闘に勇戦を賞する勅語を乱発して、兵士の士気を鼓舞した。

(2) 太平洋戦争の宣戦の詔書では、日清、日露、対独戦(第一次大戦)の詔書にはあった「国際法遵守」の文言を落した。

注4 天皇は1975年の訪米の際の記者会見で次のように述べている。

(1) 戦争責任について「そういう言葉のフアヤについては、私は文学方面はあまり研究してないので、その問題についてはお答えできません。」

(2) 原爆投下について遺憾には思っていますが、戦争中のことであるから、止むを得ないと思っています。「国体の護持に固執してポツダム宣言を黙殺したために原爆が投下された責任は感じていない。など」

注5 政治的行為 発言については次のようなものがある。

(1) 1947年に、天皇は「ソ連の脅威に備え、国内治安を維持するため、米国が沖縄の軍事占領を継続するよう希望する」書簡を、在東京合衆国政治顧問 W. J. シーボルトあて送った(米国公文書館資料)。

(2) 天皇は1955年に鳩山内閣副総理の重光葵が渡米するとき、「アメリカへ行ったら、日米協力反共の必要と駐屯軍の撤退は不可と伝えよ」と伝言を依頼した(重光葵日記)。

(3) 1973年に増原防衛庁長官は、内奏の際に、天皇が旧軍隊のよいところを見習って、しっかりやるように「などと自衛隊を激励したことを洩らして罷免されたなど。